

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント (認証番号: 25地福第2227-2号)
訪問調査 実施日： 平成26年11月11日(火)

②事業者情報

名称:(法人名)刈谷市 (施設名) 刈谷市立東刈谷保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類 児童福祉施設(保育所版))
代表者氏名:(施設長) 岡部 優子	定員(利用人数): 150 名
所在地:〒448-0809 愛知県刈谷市沖野町2丁目15番地1	TEL 0566-22-9000

③総評

◇特に評価の高い点 刈谷市の東端、安城市に隣接した市街地に位置し、周辺には田畑や公園などがあり自然環境に恵まれ、開設32年の保育園である。園庭には幾本もの大きな桜の木や樹木が植えられ四季折々の変化に触れ、自然物を保育に取り入れたり自然の中で存分に遊べる環境下にある。7時30分から18時30分まで開園し、生後6カ月からの預け入れができる。鉄筋コンクリート2階建ての園舎から一望できる園庭には、保育園のシンボルでもある大きなくろがねもちの木の下ベンチで語らったり、手入れの行き届いた花壇や畑などを眺めたりして、四季の変化を感じながら和気あいあいと過ごしている。また、養護と保育の一体的な展開を目指し、施設長初め職員が保育の基礎固めをし保育に反映させ、運営や保育内容の充実を図るように努力をしている。また、保護者の思いや意見を尊重し保育に活かしたり協力体制を深めたりし、保護者や地域からの信頼が寄せられている。乳児保育のニーズに応じて乳児室を増築中であり、保護者や地域から新たな保育の展望が期待されている。 園児達は明るく清潔な保育室や園庭で、笑顔に満ち伸び伸びと遊び活気ある生活を送っている。言葉づかいや礼儀も正しく、職員の行き届いた配慮が見られ、質の高い保育姿勢や保育内容が感じ取れる。施設長・主任保育士・保育士・調理員の連携や協調性も良好であり、組織体制が機能し安定した保育運営がされている。“子どもの気持ちを大切に、子どもが環境に自ら関わり意欲的に遊べる環境づくり”を目指し、年齢に応じた生活体験や遊び、行事など子どもと共に話し合いを重ね、子どもの生活や遊びの経験を広げ充実するように配慮をしている。“体育遊びや音楽遊び、絵本の読み聞かせ”などを保育活動に取り入れ、指導講師やボランティアと共に子どもたちと一緒に遊ぶ中で楽しい経験を重ねるようにし、東刈谷保育園ならではの特色が保育に活かされている。 施設長や主任保育士が登降園時に門の前に立ち、挨拶を交わしながら保護者とコミュニケーションを図っている。保護者の意見を前向きに受け止め保育に反映する努力をしている。また、保護者や地域の子育て最中の母親に、東刈谷保育園の保育の良さを説明したり、子育て支援センターと連携をして子育て相談や情報なども知らせたりして、子育ての支援をしている。言動共に、保育の質の向上に対する施設長の熱意や意欲を感じる。 ◇改善を求められる点 ・刈谷市の「次世代育成支援行動計画」を基にして、質の高い保育を行うための「遊び場や備品等の整備、組織としての職員のあり方」について明記した中・長期計画を策定している。収支計画については示していない。組織として取り組むべき体制や設備、人材、保育、安全環境、資質向上等に関わる具体項目に基づいた東刈谷保育園としての中・長期目標を明確にし、目標値や時系列、収支の裏付けを示した中・長期計画を策定することを期待したい。 ・保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、直接意向や要望を聴くようにしている。また、個人懇談会や意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションを通して意向を把握するようにしている。 子どもにとっての快適な保育について、保護者がどのように受け止めているかという視点からも評価する必要がある。個人情報に配慮し、保護者の意向や満足度を把握できる調査方法を取り入れ、その結果についての情報を提供し、運営や保育の改善に結び付けていくような取り組みを期待したい。
--

・「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた基本的な個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけているが、保育の個々の場面に照らし合わせながら実践し難い面もある。
標準的实施方法は、保育を展開していく中で保育の個々の場面に照らし合わせ、子どもの発達に沿って行われる具体的な保育方法であるので、専門職としての倫理感や責務を裏付けした基本事項が取り入れて作成し、それに基づいた保育が実施されるように願いたい。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審することになり、まず自分自身評価項目を確認しながら、今まで作成されているマニュアルの整理や、いくつかの課題を見出すことができました。また、グループに分かれての職員の検討会から、職員の意識や伝え方等の見直しの機会にもなりました。

マニュアルに関しては、今までのもの見直し作成し直すことや新たに必要と思われるものは作成し、設置場所や見出しをつけるなど工夫をして、更に使用しやすくなり咄嗟の対応に役立ちサービス向上につながったと感じています。

評価のグループは経験年数を縦割りにして構成したことにより、先輩・後輩で質問をすることや教えたりすることができ、保育の場面においての関係作りにもつながり、保育士間の連携にも役立ちました。

今後は、保護者アンケートでいただいたことを基に、園の理解を深めていただくことが出来るように工夫を凝らしていくことや保護者の意見が反映できるようにしていきたいと思います。また、中・長期計画を更に具体化し、収支を織り込んだ計画の作成をし、担当課との連携を密にして、全職員でよりよい環境を整え、保育サービスが提供できるように地域の子育て拠点としても充実を図っていききたいと思います。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	㉖ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	㉖ ・ b ・ c
Ⅰ-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ ㉗ ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【理念や基本方針の策定】
・刈谷市の「次世代育成支援行動計画」や保育指針の基本的考えを背景に、子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等を反映した東刈谷保育園の理念を明文化し、保育園経営案や入園のしおり、情報誌、ホームページ等に明記している。

【理念や基本方針の周知】
・理念や基本方針を明記した文書を職員に配布し、年度当初やクラス目標設定時、職員会議や月案作成会議、ミーティング等の折に周知を図るようにしている。また、定期的に機会を設け、保育の現状と基本方針の照らし合わせを継続的に行い、周知状況を確認している。臨時職員には年度当初に文書を配布し、個々に確認をするようにしている。
・理念や基本方針は、保育に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものなので、十分な周知と理解を促すために、周知方法や機会を考慮して説明をし、周知を図るような努力を望みたい。

・保護者には、理念や基本方針を明記した入園のしおり等を入園面接時や入園式で配布し、パワーポイントや文書に基づいて説明をしている。来園者にも分かるように、玄関や事務室、保育室、遊戯室等に掲示している。また、保護者が参加する保育参観や行事の折りに、実際の保育と理念や基本方針を重ね合わせながら話をし、周知を図る努力をしている。
・保育園の見学に訪れた保護者に情報誌を配布し、保育の特色や保育サービスについて説明をし、理解が得られるように努力をしている。また、保育園の特色や様子が分かるホームページを作成したり、地域の市民センターや南部障害学習センターに情報誌を置き周知を図るようにしている。

I-2 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ ⑥ ・ c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	④ ・ b ・ c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	保 8	④ ・ b ・ c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	④ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【中・長期計画の策定、それに基づく事業計画の策定】
・刈谷市の「次世代育成支援行動計画」を基にして、質の高い保育を行うための「遊び場や備品等の整備、組織としての職員のあり方」について明記した中・長期計画を策定している。収支計画については示してはいない。
・中・長期計画の内容を踏まえて、「保育課程、職員研修体制、安全や施設整備」等の単年度事業計画が策定されているが、中・長期の内容や収支計画が十分に反映されていない。

・組織として取り組むべき体制や設備、人材、保育、安全環境、資質向上等に関わる具体項目に基づいた東刈谷保育園としての中・長期目標を明確にし、目標値や時系列、収支の裏付けを示した中・長期計画を策定することを期待したい。

【組織的な策定】
・保育課程を始め保育に関する単年度事業計画は、職員参画の下に会議等で検討し、合議のうえで計画を策定し、あらかじめ定められた手順や時期に基づいて実施状況の把握や評価を行い、次年度に反映させるようにしている。また、父母の会の意見や意見箱による保護者の意見も取り入れながら策定し、見直しを図るようにしている。

【事業計画の周知】
・各事業計画は全職員に書面で配布し、年度当初や会議、保育の検討会等の折りに周知を図るようにしている。また、職員全体で進捗状況の確認や見直しをしながら継続的に取り組むように努めている。

・保護者には、入園・進級時の父母の会総会で書面に基づいて周知をしている。また、ホームページや園だより、掲示板、口頭等で継続的な周知をしている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	① ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ ② ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	③ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	④ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【管理者の責任とリーダーシップ】

（管理者の責任の明確化）

・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について文書化して事務所に掲示し、年度当初に口頭で表明をしている。また、保育園経営案に基づいて会議等で体系的に表明し、職員の意識を確認するようにしている。

・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら研修に参加し最新情報を入手し、その内容を職員に提供している。また、基本的な関連法に関した資料を収集し、必要に応じて資料を配布したり読み合わせをしたりして理解を深めるように努力をしている。

・福祉分野また、それ以外の基本的な関連法の一連化やリスト化を図り、必要に応じて職員に配布したり、開示もできるような仕組み作り着手することを期待したい。

（管理者のリーダーシップの発揮）

・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組みを施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。

・園の保育目標達成に向け、「子ども一人ひとりが意欲的に遊びに取り組める環境、一人ひとりの子どもにいていねいに関わりながら安定した生活が送れるようにする、日常生活に必要な基本的な生活習慣や交通安全指導に努める」を重点努力項目として設定し、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるために指導力を発揮している。また、指導講師や専門機関等との連携を図り、実践活動を通して保育の内容を高めるようにしている。

（経営や業務の効率化と改善に向けた取組）

・経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。毎月、改善提案を職員に示したり職員からの改善提案を検討したりして業務の効率化に努めている。また、基本方針や保育の実現に向けた人員の配置、書類の見直しや保育ノートを使用して保育事務処理の簡素化等に積極的に取り組んでいる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
	Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	a ・ ㉔ ・ c
	Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	㉔ ・ b ・ c
	Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	保 16	㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【事業経営をとりまく環境の把握、経営状況の分析と改善課題の取り組み】 ・研修や行政からの情報を得て社会福祉事業全体の動向を収集し、福祉サービス全体に対するニーズを把握するように努めている。また、市が実施した市民ニーズ調査の結果を基に、保育園を取り巻く地域の保育に対する需要動向や潜在的利用者に関する情報、子どもの数や世帯構成の変化などの把握に努めている。 ・保育所が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等の収集を図り、保育計画や事業計画に反映させることを期待したい。 ・経営上の分析等を行う担当として施設長、主任保育士が位置付けられており、経営上の課題を解決していくために会議の場で職員の意見を聞くようにしたり、必要に応じて経営状況や改善に向けた取り組み等を職員に周知している。安全面や保育環境などについての改善課題を中・長期計画に反映させ、継続的な取り組みをしている。 【外部監査の実施】 ・監査委員による監査を受けており改善課題は速やかに改善をしている。また、第三者評価を過年度も含め2回受審し、経営改善を実施している。	
--	--

Ⅱ-2 人材の確保・養成

			第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
	Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	㉔ ・ b ・ c
	Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	㉔ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	㉔ ・ b ・ c
	Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	㉔ ・ b ・ c

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	④ ・ b ・ c
	Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	④ ・ b ・ c
	Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	④ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	④ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【人事管理の体制が整備】 ・行政の方針に基づき必要な人材や人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、職員に個人面談を実施し、人事体制や配置等について意見を聴取したり、保育園の方針を周知している。 ・子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的なプランを有し、指導講師等の人材を確保して助言や指導を得ている。 ・行政の考課基準に基づいた人事考課を導入し、職員に明示し実施している。また、結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。	
【就業状況への配慮】 ・行政管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇を確保し、就業状況等について主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談にも応じるようにしている。また、良好な職場環境を目指し、サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みが整えられている。 ・行政の福利厚生や健康診断、人間ドック等の健康維持の推進、研修やリフレッシュ事業等積極的に利用している。臨時職員においても、健康診断の機会が確保されている。メンタルヘルスの窓口もあり参加できる体制になっている。	
【職員の質の向上に向けた体制の確立】 ・職員の研修体制については、行政の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、保育士の資質や保育力を高めるために保育園独自の研修計画を策定し実行している。 ・園内においては、保育の目的に応じた公開保育や課題研究等の研修を実施している。また、知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上にむけた個別指導も実施や保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加を推進している。研修報告書を作成し職員会議等で報告をし、研修成果を保育内容に反映させている。	
【実習生の受入れ】 ・実習生受け入れについては、適正に運用されている。	

Ⅱ-3 安全管理

			第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。				
	Ⅱ-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	④ ・ b ・ c
	Ⅱ-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	④ ・ b ・ c
	Ⅱ-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	④ ・ b ・ c
	Ⅱ-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	④ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【事故、感染症の発生時などにおける利用者の安全確保のための体制整備】

- ・行政の環境衛生や保健、災害対策等のマニュアルを基に、保育園の必要事項を加味した事故発生時の対応や感染症、不審者の対応等についてのマニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げようとしている。
- ・子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。
- ・感染症に関してのマニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時の折、口頭で保護者に周知している。
- ・不審者対応マニュアルを作成し、職員に配布し会議等で周知を図っている。不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。

【災害時に対する利用者の安全確保のための取組み】

- ・災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応体制が明確に示されている。それに基づいた訓練も実施され見直しも行われている。
- ・保護者に災害時の対応について話し合う機会を持ったり、書面の配布により周知を図っている。災害時引き渡し訓練を実施している。

【利用者の安全確保のためのリスクの把握と対策の実行】

- ・子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、安全会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。
- ・施設遊具等の安全に関する各種の安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見・修復に努め、危険回避をしている。また、遊具や備品の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。

【調理場、水周りなどの衛生管理や食中毒等の発生時の対応と体制の整備】

- ・調理衛生やノロウイルス等の対応マニュアルを、担当職員に配布し周知を図っている。定期的な衛生管理に関する会議や研修に担当者に参加させ、職員会議等で報告をしている。また、マニュアルに沿って、常に清潔状態を保ち適切に実施され、日々の業務点検チェックも行っている。年1回保健所の食品衛生監視指導を受けている。
- ・食中毒発生時に対応できるマニュアルがあり、対応方法については行政や近隣の保育園と連携を図りながら的確に対処する仕組みが整っている。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	a ・ ⑥ ・ c
Ⅱ-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	④ a ・ b ・ c
Ⅱ-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	④ a ・ b ・ c

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	㉔ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	㉔ ・ b ・ c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【地域との関係の適切な確保】 ・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを保育課程に文書化しており、実践活動を通して地域の理解や協力を得るために努力をしている。バスを利用して美術館に出かけたり、遊びを通して地域の公園に散歩や自然散策に出かけたりして社会体験の場を広めている。また、人形劇やお話の会などの地域ボランティアの情報を収集し行事等で協働する体制を整えている。 ・地域活動の一環として、主任児童委員との情報交換や中学校区家庭教育懇談会で保育園の情報を伝えたりして地域との関わりを図っている。また、遊びの場の提供(園庭開放)や育児相談にも応じている。 ・保育体験や夏休みボランティアとして近隣の中学生を受け入れ、交流の場を設けている。受け入れの際には、担当者が位置付けられ、意義や方針を職員間で理解している。 ・遊びを通して近隣の小学校でのプール遊びや音楽発表会などの参観を行い、地域の多くの子どもとの関わりを広めるようにしている。 ・保育所が有する機能の地域への還元については、園庭開放や保育園見学、育児相談の中で地域の未就園児や保護者へ、遊びの提供や子育て支援情報の提供等の支援を行っている。また、ホームページや掲示板で行事や子育てに関する遊びなどを広めたり、子育て支援センターで開催される事業や出前講座に助言者として参加している。 ・ボランティア受入担当者が設置され、マニュアルも整備されて受入体制を整え対応している。また、地域社会と保育所をつなぐ一環として、マジックや盆踊り師匠などのボランティア受け入れ保育活動に位置付けている。	
【関係機関との連携の確保】 ・必要な社会資源については、保育園を中心としたネットワーク体制ができており、地域との関連図を作成し、職員室に掲示し、会議等で説明し共有を図っている。 ・保護者には必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供しているが、入園のしおり等に明示していくことも望みたい。 ・医療機関、児童相談センター、保健センターや支援センター、小学校、主任児童委員等との連携を図っている。小学校への行事等の啓蒙や小学校教員と職員との話し合いの場も設けている。また、入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して、各小学校に持参し、必要に応じて情報交換を行うようにしている。	
【地域の福祉向上のための取組】 ・園庭開放、育児相談、保育園見学、子育て支援センター等を通して福祉、子育てニーズの情報を把握するようにしている。また、主任児童委員の訪問や中学校区家庭教育懇談会など地域で定期的に行われる会議に出席すると共に地域の行事に参加し、協力関係を保つ中で具体的なニーズの把握に努めている。 ・保育園児や未就園児の保護者や地域交流事業等を通してアンケートを実施しニーズの把握に努めることも期待したい。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	① ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	a ・ ② ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	① ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	① ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【利用者を尊重する姿勢の明示】 ・一人ひとりの子どもを尊重した保育の方針が明示された文書を職員に配布し、口頭での説明によって共通理解を図っている。各指導計画にも基本的姿勢が反映され、定期的な評価や見直しを行っている。保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするようにしている。また、子どもたちにも人権養護委員による話や視聴覚教材等などを通して心を育てるようにしている。 ・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、マニュアルを基に、会議等で説明をしたり、読み合わせをし、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図るようにしている。 【利用者満足の向上についての努力】 ・保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、直接意向や要望を聴くようにしている。また、個人懇談会や意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションを通して意向を把握するようにしている。子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 ・子どもにとっての快適な保育について、保護者がどのように受け止めているかという視点からも評価する必要があるため、保護者の意向に関する調査の手段として定期的にアンケートを実施し、その結果についての情報を提供し改善に結び付けていくような取り組みを期待したい。 【利用者が意見等を述べやすい体制の確保】 ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを入園のしおりに明記したり口頭で保護者に周知している。登降園時には必ず門の前に立ち挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、保育カウンセラーの訪問予定を保護者に知らせたり、相談者のプライバシーを配慮し個室で相談を受けるようにして環境を整えている。相談記録も取っている。 ・苦情解決の仕組みが確立され、入園時に保護者に口頭や書面で説明をし、分かりやすい文書で掲示もしている。苦情受付書に記録をし、対応策等を保護者等にフィードバックしている。 ・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルを整備している。日常的なコミュニケーションによる平易な事項は、保育の記録ノートや連絡ノートに明記している。寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。 保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。
--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	② ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	② ・ b ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44 a ・ ㉔ ・ c
	Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45 ㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46 ㉔ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47 ㉔ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48 ㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【サービスの質の向上に向けた組織的な取組】

・保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行っている。また、年度当初に保育に対する目標や運営方針を立て、個人懇談で課題の整理や改善に向けて検討する機会を設け、園の保育に反映させている。

【提供するサービスの標準的な実施方法の確立】

・「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に行われる保育等の検討会で行われている。

・標準的实施方法は、保育を展開していく中で保育の個々の場面に照らし合わせ、子どもの発達に沿って行われる具体的な保育方法であるので、専門職としての倫理感や責務を裏付けした基本事項を取り入れて作成し、それに基づいた保育が実施されるように願いたい。

【サービス実施の記録の適切化】

・子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。また、子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し教育や研修を行い、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	① ・ b ・ c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
	Ⅲ-3-(2)-① 保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【サービス提供の開始・継続の適切な実施】 ・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや、入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、東刈谷保育園の園紹介パンフレットを市役所こども課や支援センターに置き、情報を広域に提供している。 保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。ホームページは、保育園の特性や特徴を活かした情報を広域に提供している。 ・行政により、入園決定に関する書面や保育サービス、料金等明示した資料を保護者に送付または、配布をし、関連書面のデータ化を行っている。入園説明会や入園式等で書面を配布し説明したうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報について説明し、同意書を得ている。 ・退園・転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。卒園時に、保育終了後も相談等に応じることを保護者に口頭で説明をしている。 ・卒園時には保護者に保育終了後も相談などに応じる体制があることを文書で配布する工夫を願いたい。	
---	--

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【利用者に対するサービス実施計画の策定】 ・子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握し、個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を全職員が参画し策定している。 ・サービス実施計画の評価・見直しについては、保育計画は、全職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い見直しをするようにしている。			
--	--	--	--

Ⅲ-5 保育所保育の基本

			第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【保育所保育の基本】

(養護と教育の一体的展開)

・市の基本的考えを背景に、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている趣旨を踏まえ、保育所保育指針に基づいた東刈谷保育園の保育課程が編成されている。子どもの遊びや生活を通して、「子どもの動きたい心を伸ばし、動きたい身体を創るための身体活動と言葉がけ」を目指して音楽や体育遊びを取り入れ、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。

・乳児保育のための環境整備については、安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員にSIDSに必要な知識が周知され、事故防止やSIDSのチェックを実施している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをし、スキンシップをしながら情緒の安定を図っている。乳児室増築工事中ではあるが、生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるように工夫している。

・1・2歳児の保育については、子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、年齢別に保育室を確保し、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。また、子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。

・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしたり、人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。

・3歳以上児の保育については、安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。また、子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。

・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。

・音楽会や運動会など小学校の行事の参加やプール利用体験をする機会を設け、小学校への期待が持てるような活動を取り入れている。また、入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して、それぞれの小学校に持参し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。

・遊びや生活を通して、子どもの好奇心を助長し、友達と興味や関心に沿った協同的な活動を意図的に取り入れるようにしている。また、保護者には、保育参観で子どもの様子を観る機会があり、その中で施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。

【環境を通して行う保育】

(子どもが心地よく過ごすことのできる生活にふさわしい場の確保)

・室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるようにチェックリストを使用して点検をしている。砂場はキャットアウト対策として、ネットや消毒液の散布、掘り起こしなどをして砂の清潔を確保し、安全に遊べるようにしている。保育室から屋外を一望でき、園庭の活動状況も把握でき安全性も確保されている。

・保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。子どもが日常的に使用するテーブルや椅子は丸みを帯びた木製で、木のぬくもりや安定性、機能性に配慮している。生き物を飼育したり草花を植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。子どもの心情や状態に応じて、くつろいだり落ち着くことのできる場で、保育士が身近で穏やかに応じている。

(子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができる環境の整備)

・子ども一人ひとりの発達を把握し、基本的な生活習慣や生理現象など、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをしている。戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。

(子どもが主体的に活動したり、友達との協同的な体験ができるような環境)

- ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。
- ・遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図として交流する機会を作り、人との関わりを大切にする取り組みをしている。

(身近な自然や社会とかかわれるような環境の整備)

- ・園庭には数多くの大きな桜の木、みかんや柿など数々の樹木や手入れの行き届いた畑や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ、自然物を取り入れて遊べる環境にある。昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。
- ・公園や小学校へ散策などに出かけ身近な社会事象や自然事象に触れたり、地域の人々と積極的に関われるようにしている。バスを利用し美術館など公共の場での交流もあり、社会体験が得られるようにしている。

(豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できる環境の整備)

- ・子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、クレパス、粘土などの素材が自由に使えるように用意されている。また、ピアノ、カスタネットなどの楽器も子どもの興味に応じて使えるように用意され、自由に表現する楽しさを味わうためのコーナーや場が設けてあり、遊びを楽しめるようにしている。

日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りカードや当番活動を通して文字や数字に興味や関心が向けられるようにしている。

(主体的な自己評価の取り組みと保育の改善)

- ・保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。また、自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

			第三者評価結果
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【特別なニーズに応ずる保育】

・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけも子どもをよく受容するように努めている。

・気になる子や特別支援を要する子については個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討会で共有を図り子どもの状況に応じた保育をしている。また、児童相談センターや保育カウンセラーの指導や助言も受けている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。

・長時間にわたる保育については、延長保育計画に基づいてゆったりとした保育を行っている。子どもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりくつろいだり、異年齢でも遊べるように配慮をしている。また、保護者への連絡は、口頭や文書、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしたり、保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。

【子どもの食と健康】

・子どもが育てた野菜を収穫し、給食やおやつに取り入れるなど食育推進事業に積極的に取り組んでいる。給食のサンプル写真を展示したり、食事に関わる調理員と言葉を交わしたり会食をしたりし、食べ物に関心を持つようにしている。また、食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲に応じて食事量も配慮している。

・食事についての見直しや改善については、職員も子どもと一緒に食事をしながら、好き嫌いや食事量を把握している。時には食事に関わる調理員も子どもと一緒に食事をし、食事の様子を見て献立に反映させている。献立は、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食も取り入れている。また、子どもの発育や体調を考慮した調理の工夫もしている。喫食状況や残食の調査記録をまとめ、献立や調理の工夫に反映させている。

・食事について家庭との連携については、発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを登載した毎月の「献立表」を事前に配布したり、毎日の給食サンプル写真を展示し保護者に知らせている。また、給食試食会を開催して子どもと一緒に給食を楽しむ中で、栄養、味付け、量、マナー等を知らせる機会も設けている。

・子どもの健康に関しては、健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて、適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。怪我や体調不良、感染症、視診等の健康マニュアルを作成している。

・個々の健康状態や健康診断等の記録は、看護師が適切に処理・管理している。保育時間内での体調の変化については看護師や施設長、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。

・健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果を文書や口頭で保護者に伝え、保育に反映させている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とのカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。

・アレルギー疾患を持つ子については、アレルギー疾患を持つ子については、アレルギー調査をし、入園時の面接や健康記録、生活記録等を基に医師の診断書や指示書を得て、保護者、施設長、主任保育士、看護師を交え綿密な打ち合わせを行ない、献立表を基に保護者の意向を聞きながら除去食及び代替食で対応するようにしている。また、日々の保育では、施設長や主任保育士、看護師、調理員、担当保育士が綿密な連携を図り対応をしている。会議等で全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

			第三者評価結果
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	④ ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	④ ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	④ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
【家庭との密接な連携】 ・個人懇談会や家庭訪問に加えて、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションやお知らせボードなどを通して意向を把握し、共通理解を深めるようにしている。また、毎月の園だよりや個々のたより、子どもの作品展示等の機会に、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。 ・個人懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。また、意見箱も常設しており保護者からの意向を把握するようにしている。 ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーと連携を取るようにしている。 ・職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルを整備し、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載している。また、マニュアルに基づく研修を行っている。虐待の疑いが生じた場合、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、直ちに、行政、児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会、通告を行う体制が整っている。			